

規制の事後評価書

法令の名称：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案による改正後の厚生年金保険法第100条第1項

規制の名称：厚生年金保険における立入検査等の調査権限の整備

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省年金局事業管理課

評価実施時期：令和7年1月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること（以下「立入検査等」という。）ができることとされている（厚生年金保険法第100条第1項）。
- 以前は、立入検査等の対象となっている「事業主」は、厚生年金保険法第27条の規定中「適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主」と定義されていたところ、適用事業所ではないが、適用要件を満たす事業所であることが見込まれる事業所（以下「適用事業所であると認められる事業所」という。）の事業主が加入指導を拒んだ場合などに、厚生年金保険法第100条第1項を根拠として立入検査等を行うことができず、任意の調査にとどまることとなり、適用促進の取組を進める上で支障が生じることから、令和2年の年金法改正において、適用事業所であると認められる事業所の事業主についても、立入検査等の対象であることを明確化した。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■ おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①厚生年金保険の未適用防止効果	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には「金銭価値化することは困難。」「指標の設定は不要。」としており、効果の具体的な推計を行っていない。

注2) 事後評価時においても、厚生年金保険の確実な適用が実現されるようになるという効果は想定されるものの、これを定量的な数値として算出することは困難。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①適用事業所であると認められる事業所の事業主について、立入検査等を求められた場合必要な対応をするための費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には「指標の設定は不要。」としており、遵守費用の具体的な推計を行っていない。

注2) 厚生年金保険の適用に係る立入検査等に要する費用については、事業主が人事労務管理に要する費用一般の内数となるため、具体的な算出が困難。

■行政費用

		算出方法と数値
①適用事業所であると認められる事業所の事業主に対し、法律の施行に関し必要な情報を把握するための立入検査等を行う費用	事前評価時	—
	事後評価時	—

注1) 事前評価時には「指標等の設定は困難。」としており、行政費用の具体的な推計を行っていない。

注2) 事後評価時においても、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。

3 考察

当該規制は、強制加入たる厚生年金保険の適用を適正かつ確実に実施するために必要不可欠な規制であり、本規制を継続しなければ、適用事業所と認められる事業所の事業主に対する立入検査等を実施することができず、適用促進の取組が阻害されることとなり、厚生年金保険の適正な適用が担保されず、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的自体を揺るがすこととなる。よって、本規制を継続することは妥当である。